

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>（保健衛生業務手当） 第3条〔略〕 2 保健衛生業務手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に<u>応じ</u>、当該各号に定める額を超えない範囲内において、墨田区規則（以下「規則」という。）で定める。 ・〔略〕 （福祉現業手当） 第4条 福祉現業手当は、福祉に関する事務所に勤務する職員で、生活保護法（昭和25年法律第144号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、<u>母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）</u>又は<u>売春防止法（昭和31年法律第118号）</u>に基づき、訪問員若しくは指導員として家庭等を訪問したもの又は面接員として面接業務に従事したものに支給する。 2 〔略〕</p>	<p>〔同左〕 第3条〔略〕 2 保健衛生業務手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に<u>応じて</u>、当該各号に定める額を超えない範囲内において、墨田区規則（以下「規則」という。）で定める。 ・〔略〕 〔同左〕 第4条 福祉現業手当は、福祉に関する事務所に勤務する職員で、生活保護法（昭和25年法律第144号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、<u>母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）</u>又は<u>売春防止法（昭和31年法律第118号）</u>に基づき、訪問員若しくは指導員として家庭等を訪問したもの又は面接員として面接業務に従事したものに支給する。 2 〔略〕</p>

付 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。